国民健康保険が使える施術と使えない施術

整骨院・接骨院、はり・きゅう、マッサージのかかり方

施術にかかる費用は、内容に応じて国民健康保険などから支払われます。健康保険が使える範囲を、柔道整復師や、はり・きゅう、マッサージ師などによく確認してから、適切に受診しましょう。

問い合わせ　国保課給付係（市庁舎1階、☎65・4138）

病院を受診するときに、健康保険が使えない医療があるように、整骨院・接骨院、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けるときも、健康保険が使える場合と使えない場合があります。

なお、健康保険が使えない場合でも、全額自己負担であれば施術を受けられます。

整骨院・接骨院

柔道整復師が、捻挫、打撲、挫傷、骨折、脱臼などの急なけがを、整復や固定などをして治療します。

○ 健康保険が使える場合

・捻挫（くじく・ひねる）
・打撲（打ち身）
・挫傷（肉離れなど）
・骨折、脱臼（応急手当てを除いて、医師の同意が必要）
・骨、筋肉、関節のけがや痛みで、その原因がはっきりしているとき

《負傷例》

・転んで膝を打ったり、足首をひねったりして痛みがでたとき
・加齢に伴って指や膝の関節が変形したり、背中が曲がったりして、わずかな動作で関節、筋肉などを痛めたとき

× 健康保険が使えない場合

・疲労性、慢性的な要因からくる肩凝りなど
・脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善がみられない長期の施術
・病院、診療所などで同じけがなどを治療中の場合
・仕事中や通勤途中でのけがで、労災保険が適用となるもの

はり・きゅう

はり師が金属の細い針を経穴（ツボ）に刺したり、きゅう師がもぐさを燃やしてツボに刺激を加えて病気を治療します。

○ 健康保険が使える場合

次の病気や症状で、医師が必要と認める場合。なお、医師の同意書または診断書を施術所に提出する必要があります。

・神経痛
・リウマチ
・頚腕症候群
・五十肩
・腰痛症
・頚椎捻挫後遺症　など

慢性的な痛みで、神経痛・リウマチなど同じ範囲と認められる疾患や、変形性膝関節症を含む関節症も、健康保険が使える場合があります。詳細は医師に相談してください。

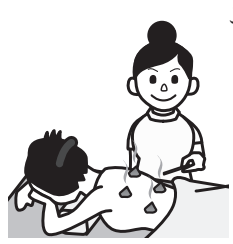

× 健康保険が使えない場合

・医療上、はり・きゅうを必要とする症例以外のもの
・病院、診療所などで同じ疾患を治療中の場合
・医師の同意がない場合

マッサージ

マッサージ師などが手を使って血行をよくすることで治療します。

○ 健康保険が使える場合

次のような症状で、医師が必要と認める場合。なお、医師の同意書または診断書を施術所に提出する必要があります。

・筋肉がまひして自由に動かせない症状（筋まひ）
・関節が硬くて動きが悪い症状（関節拘縮）　など

× 健康保険が使えない場合

・医療上、マッサージを必要とする症例以外のもの
・疲労回復や癒しを目的とするもの
・医師の同意がない場合

施術を受けるときの注意事項

負傷原因をはっきり伝えましょう

いつ、どこで、何をして、どんな症状があるのかを、正確に伝えて、健康保険が使えるのかを相談しましょう。

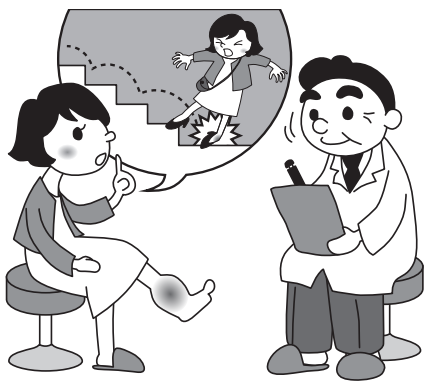

「療養費支給申請書」は患者本人が署名を

整骨院などで施術を受けた際に署名を求められる「療養費支給申請書」は、患者が柔道整復師などに委任をして、治療費を保険者に請求し、支払いを受けるために必要な書類です。委任欄に記入する際は、傷病名、日数、金額をよく確認し、原則患者本人が自筆で署名をしてください。

手首の負傷などにより自筆できない場合は代筆でも可能ですが、その場合は押印（はり・きゅう、マッサージ）や母印（整骨院・接骨院）が必要です。

白紙の用紙に署名をしたり、印鑑を渡したりするのは、誤った請求につながる恐れがありますので注意してください。

領収書は保管しておきましょう

市が定期的に送付する医療費通知の金額などに相違があった場合は、国保課へ連絡してください。なお、領収書は、医療費控除を受ける際にも必要になるので大事に保管してください。

施術が長期にわたる場合は、医師の診察を受けましょう

長期の施術を受けても改善がみられない場合には、内科的要因も考えられるので、医師の診察を受けましょう。

受診内容などの照会にご協力ください

市では、整骨院・接骨院、はり・きゅうなどにかかる「療養費支給申請書」の内容点検と施術内容の確認を行っています。

適正な医療費を支払う上で調査が必要と判断したときには、文書で負傷原因や治療日数・内容などを照会する場合があります。照会の文書が届いたら、回答にご協力をお願いします。

※皆さんからの回答結果は、この目的以外に利用することはありません。

治療記録・領収書は必ず保管してください
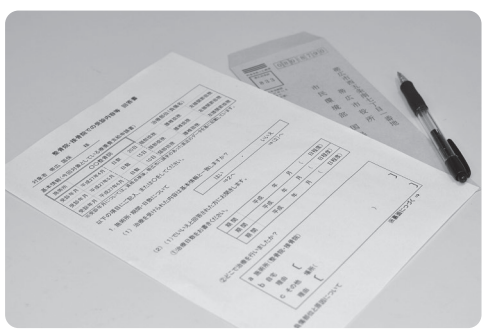
整骨院・接骨院などで治療したときは、負傷部位、施術内容、施術年月日を記録して、領収書を保管してください。